

○千葉大学部局長選考等規程

(平成16年4月1日)

改正 平成18年4月1日 平成19年4月1日
平成21年4月1日 平成22年4月1日
平成26年4月1日 平成27年4月1日
平成27年10月1日 平成28年4月1日
平成28年9月1日 平成29年4月1日
平成30年10月1日 令和2年4月1日
令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、部局長の選考、任期及び解任に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「部局長」とは、教育学部、各研究科（教育学研究科を除く。）、各学府、各研究科等連係課程実施基本組織、各研究院、医学部附属病院、附属図書館及び共同利用教育研究施設の長をいう。

(選考の事由及び時期)

第3条 部局長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- 一 部局長の任期が満了するとき。
- 二 部局長が辞任を申し出たとき。
- 三 部局長が欠員となったとき。
- 四 部局長が解任されたとき。
- 五 その他学長が必要と認めるとき。

2 部局長の選考は、前項第1号に該当する場合においては、任期満了の1カ月前までに、同項第2号、第3号、第4号又は第5号に該当する場合においては、その事由が生じたとき速やかに行うものとする。

(部局長の選考)

第4条 部局長は、学長が選考する。

- 2 学長は、前項に規定する選考（医学部附属病院長の選考を除く。）にあたり、当該部に複数名の候補者の推薦を求めることができる。
- 3 学長は、医学部附属病院長の選考にあたり、千葉大学医学部附属病院長候補者選出会議（以下「選出会議」という。）を設置し、当該会議に複数名の候補者の推薦を求める。
- 4 学長は、医学部附属病院長の選考にあたり、医学部附属病院長の資質及び能力に関する基準として次に掲げる事項をあらかじめ定め、公表しなければならない。
 - 一 医療の安全の確保のために必要な資質及び能力
 - 二 組織管理能力等の病院を管理運営する上での必要な資質及び能力

5 学長は、医学部附属病院長を選考したときは、当該選考に係る選考結果、選考過程及び選考理由を遅滞なく公表しなければならない。

(医学部附属病院長候補者選出会議)

第4条の2 学長は、医療法(昭和23年法律第205号)その他関連する法令及びこれに基づく告示、通知等に準拠して選出会議の委員を選任する。

2 委員の選任にあたっては、次に掲げる者を委員とする。

一 理事 2名以内

二 医学研究院長

三 医学研究院から推薦された教員 1名

四 医学部附属病院から推薦された教員又は職員 1名

五 学長が委嘱する学外の有識者 3名

六 その他学長が必要と認める者

3 前項第5号に掲げる委員のうち複数の者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しない者から選任する。

一 過去10年以内に医学部附属病院と雇用関係にあること。

二 過去3年間において、50万円を超える寄附金又は契約金等を医学部附属病院から受領していること。

三 過去3年間において、50万円を超える寄附を医学部附属病院に対して行っていること。

4 学長は、委員に欠員が生じた場合は、必要に応じて後任の委員を補充することができる。

5 学長は、選出会議の委員名簿及び委員の選任理由を公表しなければならない。

6 選出会議に関し必要な事項は、別に定める。

(国際教養学部長等の選考)

第5条 国際教養学部長、文学部長、法政経学部長、理学部長、工学部長、園芸学部長及び園芸学研究科長、医学部長、薬学部長並びに看護学部長及び看護学研究科長は、それぞれ第4条第1項の規定により選考された国際学術研究院長、人文科学研究院長、社会科学研究院長、理学研究院長、工学研究院長、園芸学研究院長、医学研究院長、薬学研究院長及び看護学研究院長をもって充てる。

(教育学研究科長の選考)

第6条 教育学研究科長は、第4条第1項の規定により選考された教育学部長をもって充てる。

(任期及び再任)

第7条 部局長の任期は2年(医学部附属病院長にあつては、3年)とし、原則として1回に限り再任することができる。

2 学長は、前項の規定にかかわらず、部局長の任期について、特例を設けることができる。

(解任)

第8条 学長は、部局長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、部局長を解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。
- 三 その他部局長たるに適しないと認められるとき。

2 学長は、部局長を解任したときは、その理由を明らかにしなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人千葉大学成立後最初に任命される学部長等は、この規程により選考されたものとみなす。
- 3 前項の学部長等のうち、国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表第1の上欄に掲げる千葉大学の学部長等であって、平成16年3月31日を超えて任期を有していた者の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則（平成18年4月1日）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日に就任する人文社会科学研究科長の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、1年とする。
- 3 文学研究科長及び社会科学研究科長については、当該研究科が存続する間、なお従前の例による。
- 4 社会文化科学研究科長については、平成18年3月31日現に在任する者を引き続き平成19年3月31日まで研究科長とするものとし、平成19年4月1日以後は、当該研究科が存続する間、人文社会科学研究科長をもって充てる。

附 則（平成19年4月1日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年4月1日に就任する理学研究科長の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、1年とする。
- 3 自然科学研究科長については、平成19年3月31日現に在任する者を引き続き平成20年3月31日まで研究科長とするものとし、平成20年4月1日以後は、当該研

究科が存続する間、理学研究科長、工学研究科長、園芸学研究科長及び融合科学研究科長の中から選出された者をもって充てる。

附 則（平成21年4月1日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に在任する医学部附属病院長の任期は平成23年3月31日までとする。

附 則（平成26年4月1日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年4月1日に就任する法政経学部長の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、1年とする。
- 3 法経学部長については、平成26年3月31日現に在任する者を引き続き平成27年3月31日まで学部長とするものとし、平成27年4月1日以後は、当該学部が存続する間、法政経学部長をもって充てる。

附 則（平成27年4月1日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 千葉大学センター長等選考規程（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則（平成27年10月1日）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月1日）

この規程は、平成28年9月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年4月1日に就任する理学研究院長の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、1年とする。

- 3 人文社会科学研究科長については、当該研究科が存続する間、人文公共学府長をもって充てる。
- 4 理学研究科長、工学研究科長及び融合科学研究科長については、当該研究科が存続する間、融合理工学府長をもって充てる。

附 則（平成30年10月1日）

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年4月1日に就任する園芸学研究院長の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、1年とする。